

Q1. 説明会を受けていないけど、助成金をもらえるの？

A. 本市助成金制度にお申込みいただくには、事前に市主催の説明会にご参加いただく必要がございます。説明会の開催日時等については市ホームページ等をご確認ください。

Q2. 市主催の説明会に参加すれば、市公認で野良猫に餌をあげてもいいの？

A. 市主催の説明会はあくまで本助成金に申請いただくためのひとつの条件にすぎず、餌やり行為を市が許可するものではありません。

Q3. 耳カットされている猫は地域ねこということ？

A. 「耳カットされた猫=地域ねこ」というわけではありません。猫の不妊手術をしたからといって、猫に餌をやっていい理由にはなりません。

Q4. 家の庭で野良猫を見かけるようになった。早く不妊手術の対応をしたいので、説明会を受ける前に手術をしても助成金はもらえる？

A. 本助成金の申請は、説明会にご参加いただいた方でなければ行うことができません。説明会参加日の翌日以降に手術を行ってください。

Q5. 捕獲した猫を病院に連れて行ったら手術済みだった。麻酔代や耳カット代のみでも助成の対象となるの？

A. 不妊処置を行うための手術により既に不妊手術が行われていることが確認できた場合、この手術や耳カットの費用は助成の対象となります。

Q6. 手術した野良猫が風邪をひいていたので追加の処置をしてもらった。この費用も助成の対象となるの？

A. 助成の対象となりません。恐れ入りますが、実費でご負担ください。

Q7. 申請したいけど計算の仕方が分からない。どうしたらいいの？

A. 動物愛護センターまでご相談ください。

Q8. 野良猫の手術をした。いつまでに申請書兼報告書(様式第3号)を提出すればいいの？

A. 申請書兼報告書(様式第3号)は手術実施日、もしくは動物病院に野良猫の捕獲送迎を依頼し、実施された日のいずれか後の日から60日以内に動物愛護センターに提出してください。60日を経過したものは、受け付けることはできません。

Q9. 申請書兼報告書(様式第3号)の提出が期限ぎりぎりになりそう。どうすればいい？

A. 期限までに直接窓口にお持ちいただくか、郵送の場合は期限当日の消印をもって有効となります。

Q10. 申請書兼報告書(様式第3号)を提出したけど、いつ頃口座に振り込まれるの？

A. 審査後、1ヶ月以内に助成金交付審査結果通知書(様式第4号)が皆様のお手元に郵送されます。そこに通知された金額に基づき、すみやかに請求書を動物愛護センターまで送っていただきましたら、受理してから40日以内にご指定の口座に振り込まれます。万が一その期間を超えて振り込みの確認が取れない場合はお問い合わせください。

Q11. 請求書(様式第5号)はどのタイミングで提出すればいいの？

A. 動物愛護センターから郵送する助成金交付審査結果通知書(様式第4号)がお手元に届き次第、すみやかにご提出ください。請求書の提出がなければご指定の口座にお振り込みができません。

Q12. 申請書兼報告書(様式第3号)に獣医師による署名・押印をもらい忘れた。受付けてもらえる？

A. 獣医師による署名及び押印が確認できない申請書兼報告書(様式第3号)は受け付けることはできません。

Q13. 申請書兼報告書(様式第3号)を動物病院に提出したが、獣医師による記入ミスがあった。受け付けてもらえる？

A. 獣医師の訂正印が必要です。獣医師に修正を依頼してください。

Q14. 工サをあげていた野良猫が近所の私有物を破損した。市の助成金で手術した野良猫だが、市は補償してくれる？

A. 野良猫による所有物破損等のトラブルについて、市が補償することはできません。

Q15. 野良猫の捕獲送迎を知り合いにお願いしました。その場合でも助成金を申請できますか？

A. 申請者(団体、グループの場合はメンバーを含む。)が自ら捕獲送迎した場合は助成金の交付対象ですが、申請者以外の方が捕獲送迎を行った場合は助成金の交付対象とはなりません。